

# 社会福祉

第一章	社会福祉基礎.....	- 1 -
	1. 概念	
	2. 制度確立への道のり	
第二章	社会福祉 法体系.....	- 9 -
	1. 福祉6法の確認	
	2. 社会保障制度	
第三章	社会福祉 サービス実施体制.....	- 20 -
	1. サービスコスト（費用）の負担	
	2. 実施体制	
	3. 社会福祉従事者	
第四章	社会福祉基礎構造改革と今後の社会福祉.....	- 31 -
	1. 社会福祉援助技術	
	2. 社会福祉基礎構造改革	
	3. 現状の課題	

## 第二章 社会福祉 法体系

### 1 導入：我が国の社会保障制度 4つの柱と5つの保険

P45

柱：① 社会保険 ② 公的扶助 ③ 社会福祉制度 ④ 公衆衛生  
①の保険は、5つ：① 医療保険 ② 年金 ③ 雇用保険 ④ 労災補償 ⑤ 介護保険

### 2 福祉6法の確認

P48

社会保障：公的扶助としての ① 生活保護法 ★社会保障制度で  
児童福祉： ② 児童福祉法 ← エンゼルプラン&子供子育て応援プラン：少子化対策  
★児童福祉で  
障害者福祉： ③ 身体障害者福祉法  
④ 知的障害者福祉法 ← 障害者プラン  
● 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法  
⇒ 一元化 ◎ 障害者自立支援法  
高齢者福祉： ⑤ 老人福祉法 ← ゴールドプラン  
● 老人保健法  
母子家庭保護： ⑥ 母子及び寡婦福祉法

#### (ア) 障害者福祉制度

かつて障害者福祉サービスの利用については、行政の指定決定により、施設に入所したり、在宅サービスを受ける形になっていたが、2003年度から、利用者が自由に施設や事業者を選び、施設や事業者と契約を交わす形で入所先を決定したり、サービスを提供する事業所を決定する指定制度が導入された。そして2006年度から障害者自立支援法が施行され、年齢や障害種別ごとに縦割りに提供されてきたサービスを一元化し、新しいサービス体系に移行することとなっている。

#### ①. 法令上の各種定義

P53

- 「障害者」の定義 \*心身障害者対策基本法 1970年（H16改訂 現 障害者基本法）  
身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者
  - 「身体障害者」の定義 身体障害者福祉法 第4条  
この法律において身体障害者とは、別表に掲げる身体上の障害がある18才以上のものであつて、日常生活に支障を及ぼす程度の障害を有する者であつて、身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
  - 「知的障害者」の定義 (知的障害者福祉法 明確な定義なし)  
法律上の定義がないのが身体障害者福祉法と違う特徴。もつぱら医学的見地のみでこの法律の適用を考えている。
  - 「精神障害者」の定義 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条  
この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神障害その他の精神疾患を有する者をいう。
- 自閉症などの「発達障害」は定義に含まれていなかった
- 「発達障害」の定義 2005年（H17） 発達障害者支援法 第2条  
この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。  
2. この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち、18才未満のものをいう。

P146

	身体障害	知的障害	精神障害
定義	法定(6等級):4条 18歳以上	医学	法定:5条
手帳	法定15条 身体障害者手帳	[通知] 障害者手帳	法定45条 精神障害者保健福祉手帳
サービス	要手帳	-	-
身体障害児手帳はない!すべて身体障害者手帳			

## ②. 福祉対策・プラン、法令

P41  
P181

- 障害者プラン：ノーマライゼーション7ヵ年戦略 1995(H7)  
リハビリテーション&ノーマライゼーション  
バリアフリー：ハートビル法、QOL
- 新障害者プラン：重点施策実施5ヵ年計画 2002(H14)「障害者計画策定」義務  
情報バリアフリー、ユニバーサルデザイン、在宅サービス  
新障害者基本計画 (H14:H15-H24の10年間の基本的施策を定めた)
- 関連法規  
2003(H15) 支援法 制度導入  
2005(H17) 障害者自立支援法 制定 H18年4月施行  
2006(H18) バリアフリー新法(ハートビル法と交通バリアフリー法を統合)  
：移動、施設利便性と安全性の向上
- 障害者自立支援法：3つの障害者施策を一元化  
障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、共通の福祉サービスは共通の制度により提供
  - ✓ 実施主体を市町村に一元化し、都道府県がバックアップ  
但し、障害児の入所施設に係る事務の市町村移譲については、おおむね5年後の施行を念頭に、3年以内に結論を得ることとしている。(現在は、都道府県に支給申請)
  - ✓ 安定的な財源の確保  
増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化  
利用者にも応分の費用( 国等の実費負担やサービスの量等や所得に応じた)を負担し、皆で支える仕組みに
  - ✓ 支援費制度では、所得に応じた「応能負担」であったが、原則一割を自己負担する「応益」を導入
  - ✓ これまでの居宅や施設という分け方から、生活を支える介護サービス、就労の支援のためのサービスや地域生活を支えるサービスなどに再編される。

## (イ) 高齢者福祉制度

第2次世界大戦後の高齢者福祉は右肩上がりの経済成長のもと、一時期、老人医療の窓口負担を無料としたり、年間5万円の公的年金も存在し「ばらまき福祉」といわれた時代があった。しかし、オイルショックによる経済成長のかげり、予想を遥かに上回る人口の高齢化の進展によって、このようなばらまき福祉は財政上維持できなくなった。

こういった状況をふまえて1982年に「老人保健法」が制定され、医療事業や保険事業を無料から有料に切り替え、老人保健法に該当しない場合のみ「老人福祉法」による手厚い福祉が受けられるという体制に切り替えた。

しかし、人口の高齢化は更に進み、福祉の適用範囲を減らしたにも関わらずまたもや財政上破綻をし、従来老人福祉法、老人保健法の管轄であった介護部門を別の財源で行うことにしたものが介護保険法である。

このように高齢者福祉は戦後のばらまき福祉から、徐々に国民が負担する体制へと変化している。こういった歴史的な背景から、高齢者福祉では、まず老人保健法と介護保険法が適用され、やむをえない事由があるときのみ老人福祉法が適用されるという形式となっている。

## ①. 法令上の各種定義

- 「老人福祉施設」の定義 老人福祉法 第5条の3

この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老

人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

★これらの施設の設置主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人等である。

- **老人デイサービスセンター**（日を単位とする通所施設）  
老人デイサービスセンターとは、高齢者（以下）に対して入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設である。対象となる高齢者は、1. 行政の措置によって通わせる者。（65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき）、2. 介護保険法その他の政令で利用を認められた者。
- **老人短期入所施設**（ショートステイ：原則は7日以内）  
老人短期入所施設とは、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者（以下）に対して、短期間入所させ、養護することを目的とする施設のことである。対象となる高齢者は、1. 行政の措置によって通わせる者。（65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき）、2. 介護保険法その他の政令で利用を認められた者。
- **養護老人ホーム**（措置施設として 65歳以上が対象となる）  
養護老人ホームとは、主に経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な 65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設のことである。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではない。行政による措置施設であり、入居の申し込みは施設ではなく市町村に行う。
- **特別養護老人ホーム**（介護老人福祉施設）  
特別養護老人ホームとは、65歳以上であって、重度の介護を必要としかつ居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難である者、または、介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者などを入所させ、養護することを目的とする施設である。
- **軽費老人ホーム**  
軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く）のことである。A型、B型があり、よく言われるケアハウスも、この軽費老人ホームの一種である。

## ②. 福祉対策・プラン、法令

P180

- **ゴールドプラン：1989 (H1) →福祉8法改正 1990**  
在宅福祉整備  
「新寝たきり老人ゼロ作戦」
- **新ゴールドプラン 1994 (H6)**  
訪問看護サービス  
「新寝たきり老人ゼロ作戦」：24時間対応  
痴呆性老人対策  
年金：医療：福祉＝5：4：1 を 5：3：2 への方針  
**：H9 制定、H12 施行 介護保険法 の移行**
- **ゴールドプラン 21：1999 (H11)**  
措置から契約への方針（2003：支援費制度→2005 実施&破綻  
ボランティア・NPO  
「ヤングオールド作戦」  
→今後は各市町村/各都道府県毎に策定（老人福祉法 20 条、老人保健法 46 条、介護保険法 117 条）
- **H17 高齢者虐待防止法 H18 年 4 月施行**  
1) 身体的 2) 心理的 3) 放棄・怠慢 4) 性的 5) 経済的

## 第二章 社会福祉 法体系

### ◇ 演習問題 社会福祉法体系

1. 次の文は、近年のわが国の高齢者福祉施策の動向に関する記述である。適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。
- A 介護保険法が平成 12 年から施行され、都道府県が実施主体となり、サービス利用は措置方式から契約方式に変わり、ケアマネジメントの手法が導入された。
  - B 「痴呆」という用語が偏見や誤解を招くことから、「認知症」に変更されたが、介護保険法ではまだ「痴呆」が用いられている。
  - C 平成 17 年に介護保険法が改正され、介護予防を重視したものとなり、新たに地域包括支援センターが設置されることとなった。
  - D 平成 17 年には、65 歳以上人口が総人口に占める割合が 20%に達した。
- (組み合わせ)
- 1 A B
  - 2 A D
  - 3 B C
  - 4 B D
  - 5 C D
2. 次の文は、高齢者福祉の動向に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。
- A 平成 18 年にわが国の人口動向は人口減へと転じ、これに伴い高齢化が急上昇し、ついに 65 歳以上の人口が総人口の 30%に達することとなった。
  - B 平成 18 年 4 月から施行となった「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者虐待を、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の 5 つに分類している。
  - C 平成 18 年度から、「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向」とする国の高齢者政策が出され、その基本的な目標のひとつに活力ある高齢者像の構築があげられた。
  - D 平成 19 年 4 月から、離婚や婚姻の取り消しをした場合、夫婦の同意または裁判所の決定があれば、婚姻期間中の老齢厚生年金の分割ができることとなった。
- (組み合わせ)
- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | × | ○ |
| 5 | × | × | ○ | × |
3. 次の文は、社会福祉制度における年齢の定義や適用区分に関する記述である。正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。
- A 児童福祉法では、「児童」を 18 歳未満の者としている。
  - B 母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金の給付では、扶養の対象となる「児童」を 20 歳未満の者としている。
  - C 障害者自立支援法の施設利用の対象は 18 歳以上の障害者であるが、障害児でも 15 歳以上であれば利用できる場合がある。
  - D 老人福祉法では、福祉の措置の対象を 75 歳以上の者としている。
- (組み合わせ)
- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | × | ○ |
| 5 | × | × | ○ | × |

## 第二章 社会福祉 法体系

4. 次の文は、生活保護制度に関する記述である。適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。
- A 生活保護の目的は、国民に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することである。
  - B 生活保護は、生活保護法に定める要件を満たす限り、同法による保護を無差別平等に受けることができる。
  - C 生活保護では、他法による援護が優先し、利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用しなければならず、保護開始後は持ち家やマンションは必ず処分することとなる。
  - D 保護は要保護者やその扶養義務者の申請に基づくため、要保護者が急迫した状況にある場合で申請が困難であれば、福祉事務所長が成年後見を申し立て、後見人が申請する。

(組み合わせ)

- 1 AB
- 2 AC
- 3 BC
- 4 BD
- 5 CD

5. 次の文は、生活保護に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 生活保護の実施機関は市町村であり、経費負担は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとなっている。
- B 市町村は福祉事務所を設置しなければならず、査察指導員及び現業員は社会福祉士または精神保健福祉士でなければならないと社会福祉法に規定されている。
- C 生活保護の申請に際しては、担当の民生委員の意見書を事前にもらい、それを添付して福祉事務所に申請しなければならないと生活保護法で規定されている。
- D 生活保護の給付には金銭給付と現物給付があり、生活扶助や住宅扶助などは金銭給付が原則であり、医療扶助や介護扶助は現物給付が原則である。

(組み合わせ)

- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | × | ○ |
| 2 | ○ | × | ○ | × |
| 3 | × | ○ | × | × |
| 4 | × | × | ○ | × |
| 5 | × | × | × | ○ |

6. 次の文は、ひとり親家庭における社会福祉制度の利用についての記述である。この事例中の空欄に該当する語句として適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

### 【事例】

Kさんには中学校2年生と小学校4年生の二人の子どもがいた。昨年5月に、Kさんの夫が亡くなったことから、担当民生委員の勧めもあり、(A)を(B)に申請し、その後支給されたことにより、経済的負担が軽減した。しかし、今年になり、Kさんは無理を重ねたことから体調を崩し、入院することとなった。医療費の支払いに困ったため、(C)を申請し支給決定された。

これにより、医療費の自己負担がなくなっただけでなく、子どもたちの教育費も支給されることとなった。

(組み合わせ)

- |   | A      | B     | C        |
|---|--------|-------|----------|
| 1 | 児童手当   | 福祉事務所 | 生活保護     |
| 2 | 児童扶養手当 | 市町村   | 生活保護     |
| 3 | 児童手当   | 市町村   | 特別児童扶養手当 |
| 4 | 児童扶養手当 | 児童相談所 | 母子福祉資金   |
| 5 | 生活保護   | 福祉事務所 | 特別児童扶養手当 |